

令和6年度 金沢大学入学者選抜試験
融合学域スマート創成科学類〈KUGS特別入試：デジタル人材選抜Ⅱ〉
受験上の注意

1. 試験日時・試験場

(1) 試験日時……令和5年12月2日(土)

学類	選抜	試験時間割
スマート創成科学類	デジタル人材選抜Ⅱ	口述試験 12時30分～ 【集合時刻】12時10分 (プレゼンテーションを含む。)

(2) 試験場……金沢市角間町 金沢大学総合教育講義棟(別紙「試験場案内図」を確認。)

(3) 下見……令和5年12月1日(金)13時00分～17時00分

試験場入口(玄関)に試験室案内等を掲示します。試験場建物内へ入ることはできません。

(4) 開場時刻……試験場：8時00分開場(試験室も同じ)

2. 受験票

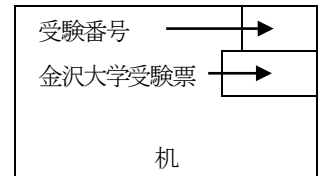
(1) 試験当日は、**A4サイズで印刷した「金沢大学受験票」を必ず持参してください。**

(2) 試験中は「金沢大学受験票」は二つ折りにして、監督者に受験番号、氏名等が見えるように机の上に置いてください。

(注) ① 試験当日、「金沢大学受験票」を持参しなかった場合は、試験場入口の掲示で確認して、試験場本部に行き、係員の指示を受けてください。

② 「金沢大学受験票」と「大学入学共通テスト受験票」は、入学手続完了まで、紛失しないように大切に保管してください。

受験票の置き方



3. 受験に際しての注意事項

(1) 口述試験控室には11時40分までは入室できません。入室時刻までは受験者待機室でお待ちください。

(2) 受験者は、試験開始20分前までにかばん等を持ったまま口述試験控室に入室し、「金沢大学受験票」と同一の受験番号の席に着いてください。

(3) 試験開始後20分を経過した遅刻者は、受験できません。

(4) 試験に際し、**不正行為(試験の公平性や円滑な実施を損なう恐れがある行為等)があると本学が判断した場合は、失格とします。不正行為が発覚すれば警察に被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。**不正行為については[「金沢大学入学者選抜試験での不正行為の注意」](#)を確認してください。

(5) 咳などの体調不良の症状がある場合は、マスクを着用するなど他の受験者への配慮をお願いします。

4. 「口述試験(プレゼンテーションを含む。)」の注意事項

(1) 口述試験控室内では携帯電話等の使用を認めません。控室に入る前に必ずアラーム設定を解除し、電源を切つてかばん等に入れてください。

(2) 受験者待機室及び口述試験控室内では、読書等により静粛にしてください。

(3) 試験に際し、受験番号を呼ばれたら、受験票及びすべての所持品を持って口述試験室に移動してください。

(4) プレゼンテーションでは、課題について5分程度の口頭発表を求めます。なお、PC機器や資料を用いずに**口頭のみでの実施**とします。

(5) プレゼンテーションの課題は、下記のとおりです。

「将来どのような人材になりたいか、次の3項目の観点から説明してください。①現状存在している社会課題について興味あるものは何か、②どういうアプローチでその社会課題に対応しようと思うのか、③10年後に社会はどうあるべきか、どう変えていきたいと思うか」

(6) 口述試験では、プレゼンテーションの他、アドミッション・ポリシーを踏まえた質疑応答を個人単位で行います。

(7) 口述試験終了後、口述試験控室には再入室できません。速やかに帰宅してください。

(8) 各受験者の評価の公平性及び客観性を確保するため、口述試験の様子を録画します。録画記録は本入学者選抜における評価の目的にのみ使用します。

5. その他の注意事項

(1) 入学試験の詳細は、志願者本人の責任で本選抜の学生募集要項を確認してください。

(2) 大学入学共通テストで、志望する学域・学類等が課すすべての教科・科目を受験しなければ失格とします。

(3) 大学入学共通テスト成績請求票を令和5年12月27日(水)必着までに提出しなければ失格とします。

(次ページに続く)

(前ページから続く)

- (4) 試験中はもちろん試験時間外といえども、静粛にしてください。
- (5) キャンパス内は禁煙です。
- (6) 降雪等による交通渋滞が発生する場合もあるので、早めに試験場に到着するよう注意してください。また、試験場へは、公共交通機関を利用し、乗用車での乗り入れを自粛してください。
- (7) 不測の事態により試験時間等を変更する場合は、金沢大学Webサイトに随時情報を掲載するので、受験直前は特に注意してください。

【金沢大学（入試情報）Webサイト】
金沢大学トップページ>入試情報・高大院接続
<https://www.kanazawa-u.ac.jp/admission>



- (8) 入学試験に関する問合せ及び連絡先は、次のとおりです。

〒920-1192 金沢市角間町

【入試当日以外】金沢大学融合系事務部学生課入試係 Tel. 076-264-5910

【入試当日のみ】金沢大学融合学域試験場本部 Tel. 076-264-5894 (8時00分～16時00分)

————— 駅及び試験場周辺等における合格電話・電報等への注意 —————

試験前日又は試験当日、最寄りの駅又は試験場周辺等で「合格電話・電報」等の受付をする者がいますが、これらの行為は本学とは何ら関係のないものであり、これらのことから生じるトラブル等に対して、本学は一切責任を負いません。

試験場案内図 金沢大学融合学域試験場

融合学域
合格者発表掲示場所
総合教育講義棟正面玄関

融合学域試験場
総合教育講義棟

【融合学域試験場までの交通機関】

J R金沢駅兼六園口（東口）バスターミナルから
北陸鉄道バス 8番乗り場発

乗車：93, 94, 97「金沢大学」行き
下車：「金沢大学中央」
（J R金沢駅から約40分）

下車後、徒歩3分



北地区

- N1 大学会館(食堂・売店・郵便局)
- N2 中央図書館・資料館
- N3 総合教育1号館
【国際学類、国際基幹教育院、国際機構留学生教育部】
- N4 総合教育講義棟
- N5 総合教育2号館
【国際基幹教育院、人間社会環境研究科】
- N6 人間社会1号館
【人文学類、地域創造学類、国際学類、人間社会環境研究科】
- N7 人間社会第1講義棟
- N8 人間社会2号館
【法学類、経済学類、人間社会環境研究科】

中地区

- N9 北福利施設(食堂)
- N10 人間社会3号館
【学校教育学類、地域創造学類、教職実践研究科、法学研究科】
- N11 人間社会第2講義棟
- N12 人間社会4号館
【学校教育学類、地域創造学類、教職実践研究科】
- N13 人間社会5号館
【学校教育学類、地域創造学類、教職実践研究科】、
古代文明・文化資源学研究所
- N14 工作実習棟
- N15 教職総合支援センター
- N16 プール
- N17 資料館分館
- N18 北課外活動共用施設
- N19 屋内運動場(体育館)
- N20 エネルギーセンター

南地区

- S1 自然科学本館
- S2 自然科学系図書館、南福利施設(食堂・売店)
- S3 自然科学1号館
【理工学域、薬学類、医薬科学類】、
ナノマテリアル研究所
- S4 自然科学2号館
【融合学域、理工学域】、
高度モビリティ研究所
- S5 自然科学3号館
【理工学域】

中地区

- C1 本部棟、保健管理センター、
先端科学・社会共創推進機構
- C2 学術メディア創成センター
- C3 中福利施設
- C4 自然科学5号館【理工学域】
- C5 インキュベーション施設
- C7 極低温研究室
- C8 疾患モデル総合研究センター
アイソトープ理工系研究施設
- C9 かくまちプラザ
- C10 角間ゲストハウス、
スーパーグローバルELPセンター
- C11 国際交流会館



金沢大学入学者選抜試験での不正行為の注意

令和4年7月21日

1. 本学入学者選抜試験において、次の行為は不正行為とし、受験者は入学試験において失格とします。

- (1) 他人に自分の身代わりとして試験を受けさせること、及び自分が他人の身代わりとして試験を受けること。
- (2) 出願確認票、答案用紙へ故意に虚偽の入力や記入をすること。
- (3) 「解答はじめ」の指示の前に、問題冊子を開くこと、及び解答を始めること。
- (4) カンニングをすること（カンニングペーパーを持ち込むこと、教科書、参考書、辞書等の書籍類の内容を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わること、答案を交換することなど）、カンニングの手助けをすること、及び他の受験者に答えを教えること。
- (5) 試験時間中に、配付した問題冊子、下書き用紙及び答案用紙を試験室から持ち出すこと。
- (6) 試験時間中に、「各入学者選抜試験の受験上の注意」において、許可されていないものを使用すること。
- (7) 試験時間中、及び口述試験開始前の口述試験控室等において、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン及び音楽プレーヤー等の電子機器類の電源を切ってかばん等にしまわず、使用すること、及び身に付けること。なお、イヤホンについては、耳に装着していれば使用しているものとします。
- (8) 「解答やめ。鉛筆や消しゴムを置いて問題冊子を閉じてください。」の指示に従わず、鉛筆や消しゴムを置かずに解答を続けること。
- (9) 口述試験において、試験前に試験が終了した他の受験者から試験に関する情報を得ること、及び試験後にこれから試験を受ける他の受験者へ試験に関する情報を与えること。

2. 上記1以外にも次のことを不正行為とみなすことがあります。指示等に従わず、不正行為と認定した場合にも、1の場合と同様に受験者は入学者選抜試験において、失格とします。

- (1) 上記1(7)のほか、アラームの設定を解除せず試験時間中に音（着信音、アラーム、振動音など）を鳴らす等、試験の進行に影響を与えること。
- (2) 試験場において、自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申し出や隠ぺいを行うこと、及び他の受験者への迷惑又は本学の円滑な試験実施の支障となる恐れのある行為をすること。
- (3) 試験場において、試験監督者及び本学教職員等の指示に従わないこと。
- (4) その他、試験の公平性を損なう恐れのある行為をすること。

3. 不正行為が発覚すれば、警察に被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。